

非課税口座開設届

株式会社 大光銀行 御中

租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。

非課税口座に設定しようとする勘定の種類：特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定

【留意事項】

- ◆非課税口座開設届を提出（入力）して非課税口座を開設した後に重複口座が確認された場合には、開設された非課税口座は無効となり、当該非課税口座にて買い付けた上場株式等は当初より一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当行において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。（特定口座開設済みのお客様に限ります。）

- ◆他社にて開設していた非課税口座を当行で開設する場合は他社より発行された勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書のご提出が必要となりますのでアプリでのお申込みはできません。お近くの支店窓口にてお手続きをお願いいたします。

（※）原則、非課税口座開設届出書の記入日（入力日）が、非課税口座を設定しようとする日の属する年となります。

なお、非課税口座開設届出書の記入日（入力日）が属する年の1月2日以降に成人となる場合または属する年に他の金融機関で非課税口座の利用がある場合「非課税口座を設定しようとする日の属する年」は翌年となります。（10月以降にお申込みいただけます。）